

申請に関する注意事項

※必ずご確認ください

- ☐ 必要書類は全てそろえて提出して下さい。
- ☐ 利用調整の決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査を含む）により決定いたします。
- ☐ 入所申込数が定員を上回る等の事情により、保育の必要性が高いと判断されても入所できない、もしくは希望順位の低い施設に内定する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ☐ 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合、保育施設における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ☐ 4月1日入所を希望する転入予定の方は、3月10日までに転入手続きを行ってください。期日までに転入が確認できない場合、内定・決定が取り消されます。
- ☐ 児童に歩行・言語等の発達の遅れや病気等があると思われる場合は、入所申込時に申し出て下さい。
- ☐ 満1歳以上の児童はMR（麻しん・風しん）の予防接種を済ませるようにして下さい。
- ☐ 保護者の婚姻・離婚、妊娠、出産、仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入所申込時と家庭の事情が変わった場合は、必ずこども未来課へご連絡下さい。支給認定の変更申請が必要な場合や、利用者負担額が変更となる場合があります。利用者負担額の変更時、事実発生日に遡り、差額を追納していただく場合があります。必要書類の提出や連絡がなく、その事実が判明した場合には退所となる場合があります。原則、変更事由が発生した日の翌月初日から保育区分や保育料といった申請内容が変更、反映されます。
- ☐ 求職活動の支給認定有効期間は 90日です。有効期間が切れると、施設の利用ができなくなります。保護者の求職による申立書の利用は原則年度1回限りとします。また、毎月25日までに「求職活動状況報告書」の提出をお願いします。
- ☐ 年度途中で別の保育施設へ転園（保育所を移る）を希望される場合は、退所後、新規児童として取り扱います。希望施設に空きがでた場合は、保育の必要性の高い順に随時案内しますので、必ず入所できるとは限りません。また、転園希望先へ入所できない場合でも、現在、在園している保育施設に戻る保障はありません。
- ☐ 保育施設を退所する場合は、退所の20日前までにこども未来課で退所手続きをとって下さい。
- ☐ 村外へ転出する場合、1日に転出の場合は前月末、2日以降に転出の場合は当月末で退所となります。
- ☐ 育児休業中の方が、新規で申し込みの場合、入所後1か月以内に職場復帰をする必要があります。
- ☐ 保育所入所後、北中城村外に転出、または居住実態が村外にあると判明した場合は退所となります。
- ☐ 1か月以上休園する場合は、休園届を提出して下さい。3か月以上、休園する場合は保育を必要とする要件に該当しないとして退所になります。※休園期間中も保育料は発生します。

提出前セルフチェック

No.	必要書類（★は提出必須書類です）	チェック欄	
1	★教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書	☐	
2	★同意書	☐	
3	★児童の状況調査票	☐	
4	★保護者等の就労状況等を確認する書類（パンフレット p.4 参照）	父 ☐	母 ☐
5	世帯の状況を確認する類（パンフレット p.5 参照）	☐	
6	利用者負担額の算定に必要な書類（パンフレット p.5 参照）	☐	
7	委任状（該当者のみ）	☐	